

被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権の確立と核のない世界の実現をめざして
崎山昇（全国被爆二世団体連絡協議会会長）

- 1 私は全国被爆二世団体連絡協議会で会長を務めています、崎山昇です。
- 2 私の両親はともに長崎原爆の被爆者であり、私は被爆二世です。父は、爆心地から4 kmの場所で直接被爆し、その後2週間以内に被爆地域に入り、入市被爆しました。彼は、当時のことを「地獄だった」と語っていました。長い間、肺気腫と椎間板ヘルニヤを患って、働くことができなくなりました。69歳で呼吸不全のため亡くなりました。母は、爆心地から7 kmの場所で被爆しました。母は、晩年、アルツハイマー性認知症を患い、歩くことも、話すことも、食べることもできなくなりました。膵臓癌のため81歳で亡くなりました。このように、私たち被爆二世は、被爆者としての親の苦しみを見てきました。
- 3 そして、私たち被爆二世は、自らも原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況に置かれた核被害者です。これまでに多くの被爆二世が、被爆者である親と同じようにガンや白血病などで亡くなってきました。私も、膵臓に嚢胞があり、母と同じように膵臓がんにかかるのではないかと不安を抱いています。戦争中、原爆が投下された当時には生を授かっていなかった被爆二世が、原爆放射線の遺伝的影響によって、過去と現在の健康障害に苦しみ、将来の健康不安におびえています。さらに、結婚や就職などにおけるの深刻な社会的偏見や差別にも苦しんでいます。しかし、私たちは人権を保障するための公的援助を全く受けることができず、放置されています。
- 4 全国被爆二世団体連絡協議会は、日本国内における被爆二世でつくる団体によって1988年12月に結成されました。当会は、被爆者の体験を継承し被爆者および被爆二世・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことを目的としています。30年以上にわたって活動してきましたが、被爆二世の人権確立も核廃絶も実現していません。
- 5 当会は、2022年6月にウィーンで開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議へ作業文書を提出し、条約第6条の「被害者に対する援助」に関して、被爆二世や将来世代を含む核被害者を「被害者」の対象とすることなどを提案しています。そして、2022年8月には第10回NPT再検討会議に代表団を派遣し、サイドイベントやNGO意見表明セッションで、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴えました。
- 6 ヒト以外の動植物の実験では放射線の次世代への影響がすでに証明されています。「ヒトは例外ではないであろう。」というのが原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の2001年の報告であり、国際的コンセンサスです。日本政府は被爆二世が置かれている状況を十分に理解し、被爆二世に対して「被爆者援護法」を適用することによ

って、被爆二世の人権を保障すべきです。

7 私たち被爆二世は、核兵器の人権侵害の最たるものの一つが、放射線の次世代への影響であることを、自らの体験から国際社会に強く訴えます。現在、世界には核兵器の被害者だけではなく、マーシャル諸島のような核実験による被害者や、チェルノブイリやフクシマのような「核の平和利用」による被害者など多くの核被害者が存在しています。また、日本の過去の植民地支配や侵略戦争の結果、被爆二世も朝鮮半島など日本以外の国にも存在しています。私たちは、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権の確立と、核被害者を再びつくりたくないために核廃絶を訴えます。

8 「核と人類は共存できない」これはヒロシマ・ナガサキの被爆者からの世界へのメッセージです。私たち、被爆二世もまた、核被害者として同じ思いを強く訴えます。核兵器保有国は、核拡散防止条約第6条に基づき核軍縮と全般的完全軍縮のための交渉を真剣に効果的に進めるべきです。核兵器廃絶のために、核兵器保有国も、その「核の傘」に依存する全ての国も、「核兵器禁止条約」に署名し、批准すべきです。全ての国は「核の平和利用」から撤退すべきです。

ご清聴、ありがとうございました。